

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 7 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う
集団給食施設の取扱いについて

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）が平成 30 年 6 月 13 日に公布され、また、改正法の施行に伴う関係政省令が令和元年 11 月 7 日及び同年 12 月 27 日に公布されています。

今般、別添のとおり「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」（令和 2 年 8 月 5 日付け薬生食監発 0805 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）が発出されましたので、改正内容を御了知の上、管内の障害者支援施設等に対して周知等をしていただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対して周知等をお願いいたします。